

三郷インター南部土地区画整理事業に伴う

町名地番変更のしおり

平成27年2月7日（土）から
住所（会社等の所在地）が変わります



三郷市役所企画総務部総務課

〒341-8501 三郷市花和田 648 番地 1

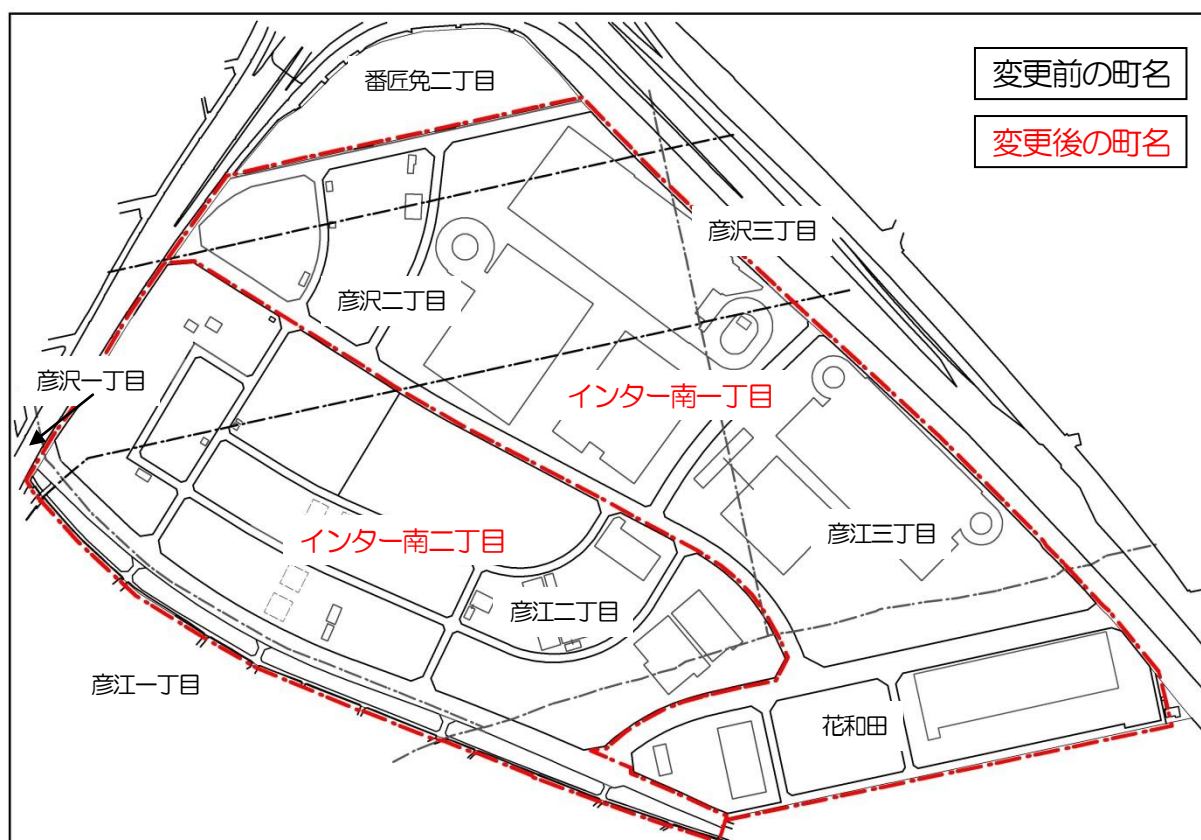
TEL 048-930-7750

は じ め に

草加都市計画事業インター南部土地区画整理事業の換地処分により、対象区域内にある会社、法人、組合等の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の住所（所在地）が変更されます。

所在地の変更に伴い、商業登記簿や所有不動産の変更登記などを行う必要がありますので、この手引きをご参照の上、必要な手続きをされますようご案内します。

なお、登録免許税については、登記申請の際に「住所変更通知書」（今回お届けしたもの）または「住所変更証明書」（平成 27 年 2 月 7 日以降に市役所市民税課（法人の場合）にて無料で発行します）を添付すれば、法令により非課税となります。



変更日は平成 27 年 2 月 7 日（土）です。

～目 次～

1	町名地番が変更されると	1
2	変更後の手続き	2
3	登記に関する注意事項	5
4	住所（所在地）変更通知用の「はがき」について	6
5	本店等の所在地の表示が変更になった場合	7
6	支店等の所在地の表示が変更になった場合	8
7	会社等が所有する不動産等について	9
	各申請書の記載例	10

1 町名地番が変更されると

町名地番が変更されると、会社の所在地と郵便番号が次のように変わります。

(1) **所在地**は新町名と新地番で表示します。

例：「変更前」三郷市 彦江二丁目〇〇〇番地〇



「変更後」三郷市 インター南一丁目 〇〇番地〇

(2) **郵便番号**は以下のとおり変わります。

〒341-0059 (インター南一丁目、二丁目)

2 変更後の手続き

町名地番の変更に伴い、市役所・法務局で自動的に書き換えるものと、皆さまに所在地変更の手続きをしていただく必要のものが 있습니다。

それぞれ、主なものを記載しましたので、該当する項目をご確認ください。

(1) 手続きの必要がないもの

市役所・法務局が職権で書き換える主なもの

市 役 所	法人市民税課税台帳 原動機付自転車 小型特殊自動車（農耕用等）	市役所にある公簿類の会社等の所在地は、市役所で新しい町名の所在地に書き換えます。
法 務 局	不動産登記簿（土地・建物）	表題部の所在欄は、法務局で書き換えます。 ※ただし、所有者欄の名義人などの住所・所在地は申請がないと変更されません。詳しくは9頁を参照してください。

☆NHK、固定電話（NTT）、電気（東京電力）、ガス（東京ガス）、水道（三郷市水道部）についても住所変更の手続きは必要ありません。

ただし、カッコ内の事業者以外と契約している場合は、契約している事業者にご確認ください。

(2) 平成27年2月7日以降に住所（所在地）変更の手続きをしていただく主なもの

件名	申請先・届出先（電話）	手続き期限	必要書類等
会社等の所在地及び代表者の住所の変更登記	さいたま地方法務局 048-851-1000 他、本店・支店の所在地を管轄する法務局	本店は2週間以内 支店は3週間以内	①登記申請書 ②住所変更通知書または住所変更証明書 ③印鑑（代表取締役の法務局登録印） ④委任状（代理人による場合）
軽二輪自動車（126cc～250cc）の住所変更	埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 春日部市大字増戸723-1 050-5540-2028 （テレホンサービス）	変更日以降お早目に手続きをお願いします。	①住所変更通知書または住所変更証明書 ②自賠責保険証 ③軽自動車届出済証 ④印鑑（認印） ※所有者と使用者が異なる場合など、詳しくは左記事務所へお尋ねください。
普通自動車 小型自動車 小型二輪自動車（251cc以上）及び大型特殊自動車の住所変更			①住所変更通知書または住所変更証明書 ②車検証 ③印鑑（認印） ※所有者と使用者が異なる場合など、詳しくは左記事務所へお尋ねください。
軽自動車の住所変更	軽自動車検査協会 埼玉事務所春日部支所 春日部市下大増新田 字東耕地115-1 050-3816-3113	変更日以降お早目に手続きをお願いします。	①住所変更通知書または住所変更証明書 ②車検証 ③印鑑（認印） ※所有者と使用者が異なる場合、申請書に所有者の印が必要です。詳しくは左記支所へお尋ねください。
不動産（土地・建物）所有者の住所変更登記	さいたま地方法務局 草加出張所 048-936-0355 他、土地・建物の所在地を管轄する法務局	手続きに期限はありませんが、売買・贈与・抵当権設定などの際には変更が必要となります。	①登記申請書 ①住所変更通知書または住所変更証明書 ③印鑑（認印）
抵当権者などの住所変更登記			
各種免許、許可、許可証等の住所変更	法律・条例に定めるところ	お手数ですが、各関係機関にお問い合わせの上、手続きをお願いします。	
その他	上記のほかに、法令等により住所変更の届け出が必要なものは、それぞれお手続きをお願いします。また、取引されている銀行、保険会社などにもご確認ください。		

- ・自動車、オートバイ等の住所（所在地）変更に伴う検査証記入申請用紙代はご負担ください。
- ・各種申請手続きの際に、業者等に代行をお願いする場合に発生する費用はご負担ください。

※手続き等で、ご不明な点は各申請先・届出先にお問い合わせください。

3 登記に関する注意事項

1. 登記の手続きには、「住所変更通知書」のほか、「変更登記申請書」が必要です。
2. 申請書はA4の用紙に記載し、添付書類と共に左綴じにして提出してください。
登記申請書（ひな形）は各法務局に用意してありますので、必要事項を記入し管轄の法務局へ提出してください。
3. 紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
4. 文字は、パソコン（ワープロ）で作成するか、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
5. 郵送による申請も可能です。封筒の表に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便で送付して下さい。
6. 登録免許税は、「住所変更通知書」又は「住所変更証明書」を添付すれば免除されます。
7. 不動産の表示は登記事項証明書の記載のとおり正確に記載してください。

○登記に関するお問い合わせ

会社等の登記に関すること

さいたま地方法務局 法人登記部門

Tel048 (851) 1000

不動産の登記に関すること

さいたま地方法務局 草加出張所

Tel048 (936) 0354～5

なお、1事業所あたり 50 枚のはがきをお配りしておりますが、不足する場合は、三郷郵便局 (TEL 048-952-2878 集配営業部) にご相談ください。

住所変更のお知らせ

平成 27 年 2 月 7 日に町名地番変更が実施され、お知り合いの方の住所が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

- ・実施日以降に郵便をお出しの際は、必ず郵便番号及び新住所をご記入ください。
- ・新住所名をご記入ください。
- ・お客様の住所録をご訂正ください。

先日ありがとうございました、
よろしく申し上げます。

記

新住所名

郵便番号 341-0059

埼玉県三郷市インター南 一丁目 1 番地 1

北アパート 101

ご氏名 (株)三郷△△

旧住所名

埼玉県三郷市 花和田 648 番地 1

(集合住宅、高層アパート等は棟番号、
室番号までお書きください。)

(裏)

※住所と名称以外の記入があると無効になってしまい、配達されませんのでご注意ください。

※住所と会社、法人等の名称のみご記入ください。

5 本店等の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

埼玉県内の本店所在地の管轄法務局は、さいたま地方法務局（さいたま市）です。「変更登記申請書」に必要事項を記載し、「住所変更通知書（又は証明書）」を添付して、さいたま地方法務局（さいたま市）へ提出してください。

※郵送での申請も可能です。封筒の表に「不動産登記申請書在中」と記載の上、下記の宛先に書留郵便で送付してください。

さいたま地方法務局法人登記部門 〒338-8513 さいたま市中央区下落合 5-12-1（さいたま第2法務総合庁舎）
電話 048(851)1000（代表）

また、支店等が埼玉県以外にある場合は、上記の申請書に「支店所在地とそれを管轄する法務局名」「支店所在地での登記すべき事項」を記入し、手数料として支店所在地を管轄する法務局1庁当たり300円の収入印紙を貼れば、1回の申請で全ての法務局での登記が完了します（これを本支店一括申請といいます）。

※登録免許税は不要（免除）ですが、前述の手数料は必要です。

(2) 参考例

1. 支店等がない場合

三郷市花和田648番地1にある「〇〇株式会社」の所在地が、町名地番の変更の結果、三郷市インター南一丁目1番地1に変更になった場合（記載例1（10頁）参照）手続きに必要な書類は

ア 必要書類	変更登記申請書	1通
	本店の住所変更通知書（又は証明書）	1通
イ 申請人	代表取締役	
ウ 登記期間	2週間以内	
エ 申請書提出先	さいたま地方法務局法人登記部門	

2. 支店等がある場合

三郷市花和田648番地1にある「〇〇商事株式会社」の所在地が、三郷市インター南一丁目1番地1に変更になった場合、埼玉県以外の（例えば）横浜市〇〇町〇番地にある「〇〇商事株式会社横浜支店」における手続きに必要な書類等は、次のとおりです。

A 本店における手続き（記載例2（11頁）参照）

手続きに必要な書類と申請書提出先は1.と同じです。

手数料（300円）の収入印紙を申請書に貼ってください（記載例4（13頁）参照

※収入印紙には割印をしてはいけません。

B 支店における手続き

さいたま地方法務局での登記完了後、横浜地方法務局へ通知書が送信され、横浜地方法務局での登記が完了します。

※本店・支店とも今回の町名地番の変更区域内にある場合は、同一の会社変更登記申請書で申請できます。この場合、住所変更証明書は、本店・支店分それぞれ添付してください。

6 支店等の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

1. 「変更登記申請書」と「住所変更通知書（又は証明書）」を本店所在地を管轄する法務局に申請します。
2. 本店が埼玉県外にある場合は、本支店一括申請の方法により申請すると、さいたま地方法務局での支店変更登記も完了します。
3. 手数料は300円です。

(2) 参考例

三郷市花和田648番地1にある、△△株式会社三郷支店の所在地が、三郷市インター南一丁目1番地1に変更になった場合

- ☆ 本店（東京都千代田区永田町五丁目6番7号）
- ☆ 三郷市にある支店（三郷市インター南一丁目1番地1）

1. 本店における必要書類等（記載例3（12頁）参照）

ア 必要書類	<u>変更登記申請書</u>	1通
	<u>支店の住所変更通知書（又は証明書）</u>	1通
イ 申請人	代表取締役	
ウ 登記期間	2週間以内	
エ 申請書提出先	本店所在地管轄法務局（東京法務局）	
オ 登記手数料	300円	

手数料（300円）の収入印紙を申請書に貼ってください。（記載例4（13頁）参照）

※収入印紙には割印をしてはいけません。

2. 三郷市にある支店における手続き

東京法務局での登記完了後、さいたま地方法務局へ通知書が送信され、さいたま地方法務局での登記が完了します。

7 会社等が所有する不動産等について

会社等の本店の所在地の表示が変更になった場合で、その会社等が土地建物等の不動産・財団等を所有している場合及び不動産に関するその他の権利（抵当権等）を所有している場合は変更登記の申請をしてください。

（１）手続き

「登記申請書」に必要事項を記載し不動産所在地の管轄法務局へ提出してください。
不動産所在地の管轄法務局に本店がない場合は、本店等の所在地の管轄法務局で「変更を証する書面及び代表者の資格を証する書面として会社の履歴事項証明書」1通の交付を受け、上記申請書に添付して、不動産所在地の管轄法務局へ提出してください。

（２）参考例

三郷市花和田648番地1にある「〇〇株式会社」の所在地が三郷市インター南一丁目1番地1に変更になり、かつ不動産を所有している場合、手続きに必要な書類等は、次のとおりです。

1. 本店の所在地変更手続き

※必ず会社等の変更登記を先に済ませてから手続きを行ってください。

2. 所有不動産の「名義人住所」の変更（記載例5（14頁）参照）

ア 必要書類	登記申請書	1通
	登記簿の全部事項証明書（謄本）	1通（※）
	（本店所在地の変更登記をしたこと及び、代表取締役の資格を証するもの）	

（※）不動産所在地に本店がある場合は不要です。その場合は（添付省略）と書いてください。

イ 申請人	代表取締役
ウ 登記期間	期間の定めはありません。
エ 申請書提出先	不動産を管轄する法務局（支局、出張所）

<記載例 1>本店の所在が変更になった場合に本店所在地の法務局で行う「株式会社」の場合の登記の例

株式会社変更登記申請書

- 1 商 号 ○○株式会社（※登記されている会社の名称）
- 1 本 店 埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1（※本店の変更前の所在地）
- 1 登記の事由 町名地番の変更による本店の変更
- 1 登記すべき事項
平成 2 7 年 2 月 7 日町名地番の変更による本店の変更
変更後の本店 埼玉県三郷市インター南一丁目 1 番地 1（※変更後の所在地を記入）
- 1 登録免許税 登録免許税法第 5 条第 5 号により免除
- 1 添付書類 変更証明書 1 通（※住所変更通知書又は証明書を添付）

上記のとおり登記の申請をします。

	平成	年	月	日（※法務局への提出日を記入）
申 請 人	本 店	埼玉県三郷市インター南一丁目 1 番地 1（※変更後の所在地）		
	商 号	○○株式会社（※会社の名称）		
代表取締役	住 所	埼玉県三郷市花和田○丁目○番地○		
	氏 名	三郷 一郎 印（※法務局に届出してあるものを押印）		
	連絡先の電話番号	○○○-○○○-○○○○		

さいたま地方法務局 御中（※又は申請書を提出する法務局）

<記載例 2>本店の所在が変更になった場合に本店所在地の法務局で行う「株式会社」の場合の登記の例
(本支店一括申請)

株式会社変更登記申請書

- 1 商 号 ○○商事株式会社 (※登記されている会社の名称)
- 1 本 店 埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1 (※本店の変更前の所在地)
- 1 支 店 ○○県△△市○○町○番地 (○○地方法務局管轄)
- 1 登記の事由 町名地番の変更による本店の変更
- 1 登記すべき事項
(本店所在地登記所)
 平成 2 7 年 2 月 7 日町名地番の変更
 本店 埼玉県三郷市インター南一丁目 1 番地 1 (※本店の新所在地を記入)
(支店所在地登記所)
 平成 2 7 年 2 月 7 日町名地番の変更により
 本店 埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1 を
 埼玉県三郷市インター南一丁目 1 番地 1 に変更
- 1 登録免許税 登録免許税法第 5 条第 5 号により免除
- 1 登記手数料 3 0 0 円
- 1 添付書類 変更証明書 1 通 (※住所変更通知書又は証明書を添付)

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日 (※法務局への提出日を記入)
申 請 人 本 店 埼玉県三郷市インター南一丁目 1 番地 1 (※本店の新所在地)
 商 号 ○○商事株式会社 (※会社の名称)
代表取締役 住 所 埼玉県三郷市花和田○丁目○番地○)
 氏 名 三郷 一郎 (印) (※法務局に届出してあるものを押印)
 連絡先の電話番号 ○○○-○○○-○○○○

さいたま地方法務局 御中 (※又は申請書を提出する法務局)

<記載例 3> 支店の所在が変更になった場合に本店所在地の法務局で行う「株式会社」の場合の登記の例
(本支店一括申請)

株式会社変更登記申請書

- 1 商 号 △△株式会社 (※登記されている会社の名称)
- 1 本 店 東京都千代田区永田町五丁目 6 番 7 号
- 1 支 店 埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1 (さいたま地方法務局管轄)
- 1 登記の事由 町名地番の変更による支店の変更
- 1 登記すべき事項
(本店所在地登記所)
 平成 2 7 年 2 月 7 日町名地番の変更による支店番号 1 の
 埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1 の支店の変更 (※支店の旧所在地)
 変更後の支店 埼玉県三郷市インター南一丁目 1 番地 1 (※支店の新所在地)
(支店所在地登記所)
 平成 2 7 年 2 月 7 日町名地番の変更により
 埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1 の支店を
 埼玉県三郷市インター南一丁目 1 番地 1 に変更
- 1 登録免許税 登録免許税法第 5 条第 5 号により免除
- 1 登記手数料 3 0 0 円
- 1 添付書類 変更証明書 1 通 (※住所変更通知書又は証明書を添付)

上記のとおり登記の申請をします。

	平成	年	月	日 (※法務局への提出日を記入)
申 請 人	本 店	東京都千代田区永田町五丁目 6 番 7 号		
	商 号	△△株式会社		
代表取締役	住 所	東京都港区南青山〇丁目〇〇番〇〇号		
	氏 名	三郷 一郎 (印) (法務局に届出してあるものを押印)		
	連絡先の電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		

東京法務局 御中 (※又は申請書を提出する法務局)

<記載例 4> 本支店一括申請する際の収入印紙（手数料）貼付台紙

収入印紙貼付台紙



（注）収入印紙には割印をしないで貼ってください。

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む）は、各ページに契印してください。

契印には、申請書に押印した印鑑と同一の印鑑を使用してください。

<記載例 5> 埼玉県三郷市花和田地内の土地・建物を所有している〇〇株式会社の所在地の表示がインター南一丁目1番地1に変更になった場合。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成27年2月7日町名地番の変更

変更後の事項 本店 三郷市インター南一丁目1番地1

申請人 住所 三郷市インター南一丁目1番地1
〇〇株式会社
代表取締役 三郷 一郎 (印)
連絡先の電話番号〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

添付書類 (変更証明書省略) (資格証明書省略)

平成 年 月 日申請
さいたま地方法務局草加出張所 御中

代理人 (印)

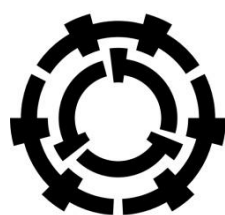
登録免許税 登録免許税法5条第5号により免除

不動産の表示

所在地 三郷市花和田
地番 648番1
地目 宅地
地積 234.50m²

所在地 三郷市花和田648番地1
家屋番号 648番1
種類 事務所
構造 木造 スレート葺2階建
床面積 1階 165.36m²
2階 58.38m²

変更証明書、資格証明書(登記簿謄本又は登記事項証明書)は、不動産所在地に本店がある場合には不要。
不動産が他管轄法務局にある場合は、作成後3か月以内の会社の証明書を添付してください。



三郷市

きらりとひかる田園都市みさと

～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～